

特定（新規）中小会社が発行した株式の 取得に要した金額の控除の明細書

整理番号

住 所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)		職業	関与税理士名 (電 話)

1 適用する特例の選択

- ☐ 租税特別措置法第37条の13第1項第__号__（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）
- ☐ 租税特別措置法第41条の19第1項第__号__（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）
- ☐ 旧震災特例法（令和3年法律第11号による改正前の震災特例法をいいます。以下同じです。）第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される租税特別措置法第41条の19

2 その年中の株式の異動の状況

【銘柄： 】

その年中の払込みによる取得の状況		その年中の譲渡又は贈与による異動の状況	
年 月 日	株 数	年 月 日	株 数
・ ・	株	・ ・	株
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
合 計	3①欄へ 株	合 計	3②欄へ 株

※ 特定（新規）中小会社から発行された「株式異動状況明細書」に、その年の1月1日から12月31日までの異動の状況が記載されている場合には、この欄は記載する必要はありません。

3 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算

① その年中に払込みにより取得をした特定（新規）株式の数	株
② その年中に譲渡又は贈与した①の特定（新規）株式と同一銘柄株式の数	株
③ 控除対象特定（新規）株式の数（①－②）	（マイナスの場合は0と書いてください。） 株
④ ①の株式の取得に要した金額	円
⑤ 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額（(④／①)×③）（※適用対象額）	円

※ 租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額の控除」欄に、同明細書の「差引金額」欄の金額を限度として、「一般株式等」、「上場株式等」の順に控除します。

なお、租税特別措置法第41条の19の規定を適用する場合（旧震災特例法第13条の3の規定により適用される場合を含みます。以下同じです。）には、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の①欄に転記します（控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、同計算明細書の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄も記入します。）。

記載上の注意事項

- この明細書は、租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合又は同法第41条の19の規定を適用する場合に記載します。
- 「1 適用する特例の選択」は、いずれかの特例の口に☑してください。租税特別措置法第37条の13又は第41条の19を選択する場合（旧震災特例法第13条の3の規定により適用される租税特別措置法第41条の19を選択する場合を除きます。）は、下線部に該当する号数（租税特別措置法第37条の13第1項第2号に該当する場合は、イ又はロのいずれに該当するかの別を含みます。）を記載してください。
- これらの特例の適用を受けた株式を今後譲渡した場合の取得費の金額は、一定の調整計算を行う必要があります。詳しくは「株式等の譲渡所得等の申告のしかた」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。）をご覧ください。
- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

（令和3年分以降用）